

| | | | | | | |
|-----|---------|---------|-------|---------|-----|-----|
| | 文書分類 | 回 覧 処 分 | | | | |
| | M・5・1・8 | 会 長 | 副 会 長 | 事 務 局 長 | 係 長 | 係 員 |
| 月 日 | 保存種別 | | | | | |
| | 永 久 | | | | | |

川崎町農業委員会

12月総会議事録

期 日 令和3年12月9日(木)

場 所 川崎町役場庁舎

2階 会議室2

令和3年12月9日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F会議室2に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(9人)

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 田所 義信 | 2番 重藤 義光 | 3番 中村 明 |
| 4番 松江 英幸 | 5番 星野 宗広 | 6番 山下 理江 |
| | | 9番 原 健治 |
| 10番 原口 友博 | | |
| 13番 大内田峰夫 | | |

3、欠席委員(4人)

| |
|-----------|
| 7番 政時 修 |
| 8番 藤川 航 |
| 11番 中島 隆 |
| 12番 西山 一郎 |

農地利用最適化推進委員

| | |
|-------|--|
| 有吉 佳延 | |
| | |
| | |

4、本会事務局 事務局長 林勇 会計年度任用職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第2番 重藤委員 第4番 松江委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

その他

事務 局長 定刻になりましたので、只今から令和3年12月総会を開催いたします。
会長挨拶をお願いします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、9名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。
議 長 議事録署名人は、2番■■■■委員と4番■■■■委員よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1についてですが、会議規則第15条の規定により、当事者は議事に参与することは出来ません。■■■■委員は当事者でございますのでの一時退席をお願いします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号番号1、について説明します。

議案書は、1ページです。

朗読いたします。

番号1、譲受人住所、川崎町大字田原■■■■、氏名、■■■■、年齢■■■■、家族構成、人員1、農主1、農従0、耕作面積、自作地25,387、小作地57,856、計83,243、農機具の状況一式、譲渡人住所、福智町神崎■■■■、氏名、■■■■、年齢■■■■、家族構成、人員2、農主0、農従0、耕作面積、自作地660,54、小作地0、計660,54、農機具の状況無、土地の所在、大字池尻字鯛屋、地番、31番、地目、田、地積459、通作時間徒歩10分、申請理由、贈与。譲渡人の■■■■さんは、現在福智町に住んでいます。福智町に移る前、池尻に住んでいたそうです。■■■■さんは、7月に来庁し高齢で耕作出来ないのので農地を処分したい。

町がもらってほしいと相談がありましたが、町は農地を所有できませんと話の中で、■■■■委員の名前が出ました。

■■■■委員に話したところ、■■■■委員も以前池尻に住んでいた時があり、知っているとのことで、■■■■委員にいきさつを話し譲渡を受けてくれました。■■■■委員は下限面積4反も満たし

ていることから、問題ないと考えます。

場所等につきましては、クラブハウスの前で、2 ページ位置図と3 ページの航空写真で確認をお願いいたします。

12月6日に譲受人立ち合いで■■■■委員と現地確認をしました。以上です

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方は挙手願います。

■■■■ 委員 　　この物件は、農業委員会の方で■■■■委員に紹介したということですか。

事 務 局 　　■■■■さんと話をする中で以前お互い池尻に住んでいたことがあり■■■■さんが■■■■さんを知っているという話の流れで紹介しました。

■■■■ 委員 　　それは血縁関係も何もなく赤の他人で、顔見知りで贈与しますということですか。

事 務 局 　　■■■■さんはもらってください。税金も払えないということでしたこの土地の横に少し畑で野菜を作っている方がいます。その方は下限面積が満たさないため取得はできません。■■■■委員に話をしたところ■■■■委員が贈与を受け今後管理していくということでした。

議 長 　　■■■■委員よろしいですか。

他にありませんか。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします。第1号・番号1について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1については、原案のとおり承認とします。

■■■■委員は席へお戻りください。

続きますので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号2について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 　　議案第1号番号2、について説明します。

議案書は、4ページです。

朗読いたします。

番号2、譲受人住所、川崎町大字田原■■■■番地、氏名、■■■■、年齢■■■■、家族構成、人員2、農主0、農従1、耕作面積、自作地18,052、小作地651、計18,723、農機具の状況、トラクター、譲渡人住所、川崎町大字田原■■■■番

■■■■、氏名、■■■■、年齢■■■■、家族構成、人員3、農主1、農従0、耕作面積、自作地20、408、小作地0、計20408、農機具の状況、無、土地の所在、大字田原字鎮西原、地番、2299番1、地目、畑、地積642、通作時間、車で2分、申請理由、贈与。

申請地は、15年くらい前に、■■■■さんの父と■■■■さんの父との間で交換した農地だそうですが、口約束であったため登記はされず■■■■さん名義のままとなっており、今回■■■■さんへ贈与するものです。

当地は、現在ため池となっています。■■■■さんはそこからポンプアップして畑に水を引いているということです。

周囲の草刈りや維持管理は行っています。

■■■■さんは下限面積4反も満たすことから、問題ないと考えます。

12月6日に■■■■委員と■■■■委員で現地確認しました。

5ページに位置図、6ページに航空写真を添付しています。以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■ 委員

場所はマルボシ酢のところから永井に抜ける左側にあります。普段は■■■■さんがぶどう園に水を使うために、ポンプ小屋から水を引いて使っています。定期的に草刈りも行っているようですし特に問題ないと思います。以上です。

議 長

只今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第1号・番号2について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号2については、原案のとおり承認とします。

続きまして、議案第2号非農地証明願い番号1について、事務局説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号番号1、について説明します。

議案書は、7ページです。

朗読いたします。

番号1、申請者住所、川崎町大字川崎■■■■■■■■■■、氏名、■■■■■■■■■■、土地の所在、大字川崎字ツカモトヤシキ、地番401

4番5、登記地目、田、現況、宅地、地積、36、他2筆、合計68㎡、申請理由、20年以上も前より永倉庫が建っており農地への復旧が困難である。

当地は、20年以上も前より■■■■さんの倉庫の一部となっており農地への復旧が困難であります。隣接する農地にも影響ないと思われます。よって非農地証明交付はやむを得ないと考えます。10ページの平面図を見てください。赤く塗っている3筆です。8ページに位置図、9ページに航空写真10ページに平面図、11ページに現況写真を添付しています。以上です

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

委員

12月6日に■■■■委員と事務局で現地確認しました。現地は倉庫が建っていました。特に問題ないと思います

議長

事務局の説明及び推進委員の補足説明について、質疑及び意見のある方は挙手願います。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第2号、番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第2号非農地証明番号1については、原案のとおり承認とします。

続きまして、議案第2号非農地証明願ひ番号2について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号番号2、について説明します。

議案書は、12ページです。

朗読いたします。

番号2、申請者住所、北九州市八幡西区■■■■、氏名、■■■■、土地の所在、大字川崎字口ケ坪、地番299番3、登記地目、田、現況、宅地、地積、232、申請理由、20年以上も前より現況は宅地となっており農地への復旧が困難です。

また、周囲にも農地は無く近隣の営農にも影響ないと思われることから、非農地証明書の交付はやむをえないと考えます。

13ページに位置図、14ページに航空写真、15ページに現況写真を添付しています。以上です。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

委員

12月6日現地確認しました。

奥谷地区のちょうど真ん中に位置し周囲はほとんど住宅地で農

議 長

地復旧は困難であり問題ないと思います。以上です。
只今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について、質疑及び
意見のある方は挙手願います。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第2号、番号2について、賛成の方は挙手を願います。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第2号非農地証明番号2については、
原案のとおり承認とします。

その他に入ります。

事務局何かありますか。

事 務 局

福岡県共済組合より収入保険のチラシを配っています。地元農業
者の方へ周知をお願いします

農業新聞と農業者年金の加入推進をお願いします。

活動記録簿の提出をお願いします。

農業委員手帳表紙裏の緑色の紙は身分証明書となりますので名
前、住所を書き、写真を貼ってください。

来年1月に農業委員会研修があります。人数制限で川崎町は、8
名の出席依頼がありました。

出席委員は事前をお願いしています。机に開催要項を置いていま
す。

10時出発です。遅れないようにお願いします。

議 長

農業新聞、農業者年金の加入推進と、活動記録簿の提出
をお願いします。

また、都合により総会を欠席される時は、事務局へ連絡お願い
します。

来年1月14日に農業委員研修があります。川崎町から8名出席
します

以上を持ちまして本日の議題はすべて終了しました。

次回の総会は1月7日(金)、13時30分から開催します。

以上をもちまして、川崎町農業委員会12月総会を閉会いたしま
す。お疲れ様でした。

閉会 13時54分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

2番委員 _____

4番委員 _____

議 長 _____